

## 本社債の概要

銘柄	M S & A D インシュアランスグループホールディングス株式会社 第3回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）
発行価額の総額	金 50,000 百万円
各社債の金額	金 100 万円
発行価格	各社債の金額 100 円につき金 100 円
発行日	2017 年 1 月 31 日
利率（税引前）	1. 2017 年 1 月 31 日の翌日から 2027 年 1 月 31 日まで 年 1.18% 2. 2027 年 1 月 31 日の翌日以降 別記「利息支払の方法」欄第 1 項第(1)号④の規定に基づき定められる 6 ヶ月 ユーロ円ライバーに 1.92% を加算したものとする。
利払日	毎年 1 月 31 日及び 7 月 31 日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) ① 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日（別記「償還の方法」欄第 2 項第(1)号に定義する。以下同じ。ただし、期限前償還される場合には期限前償還期日（別記「償還の方法」欄第 2 項第(4)号に定義する。以下同じ。））。までこれを、毎年 1 月 31 日及び 7 月 31 日（以下、「利息支払期日」という。）に本号②及び③に定める方法によりこれを支払う。</p> <p>② 払込期日の翌日から 2027 年 1 月 31 日までの本社債の利息については、以下により計算される金額を、2017 年 7 月 31 日を第 1 回の利息支払期日として、その後の各利息支払期日に支払う。利息支払期日が東京における銀行休業日にあたるときは、支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。1 円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。</p> <p>③ 2027 年 1 月 31 日の翌日から償還期日までの本社債の利息については、各利息支払期日に、以下により計算される金額を支払う。利息支払期日が東京における銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。1 円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。</p> <p>「利息計算期間」とは、2027 年 1 月 31 日の翌日に開始し、その直後に到来する利息支払期日（利息支払期日を繰り上げた場合は修正後の利息支払期日。以下本③において同じ。）に終了する期間及び以降のいずれかの利息支払期日の翌日に開始しその次の利息支払期日又は償還期日に終了する連続する各期間をいう。</p> <p>④ (a) 別記「利率」欄第 2 項に定める利率の決定に使用されるロンドン銀行間市場における円の 6 ヶ月預金オファード・レート（以下、「6 ヶ月ユーロ円ライバー」という。）は、各利息計算期間の開始直前の利息支払期日からロンドンにおける 2 銀行営業日遡った日（以下、「利率基準日」という。）のロンドン時間午前 11 時現在のレートとしてロイター 3750 頁（アイシーアイ・ベンチャーアドミニストレーション・リミテッド（ICE Benchmark Administration Limited）（又は下記レートの管理を承継するその他の者）が管理する円</p>

預金のロンドン銀行間オファード・レートを表示するロイターの 3750 頁又はその承継頁をいい、以下、「ロイター3750 頁」という。) の画面上に表示される 6ヶ月ユーロ円ライバーとし、各利率基準日の翌日（東京における銀行休業日にあたるときは、その翌銀行営業日。以下、「利率決定日」という。）に当社がこれを決定する。

- (b) 利率基準日に、6ヶ月ユーロ円ライバーがロイター3750 頁に表示されない場合又はロイター3750 頁が利用不能となった場合には、当社は、利率決定日に利率照会銀行（ロンドン銀行間市場における主要銀行であって当社が指定する銀行 4 行をいい、以下「利率照会銀行」という。）の東京の主たる店舗に対し、利率基準日のロンドン時間午前 11 時現在にロンドン銀行間市場においてそれらの利率照会銀行が提示していたロンドンの主要銀行に対する円の 6ヶ月預金のオファード・レート（以下、「提示レート」という。）の提示を求め、その平均値（算術平均値を算出した上、小数点第 5 位を四捨五入する。）を当該利息計算期間に適用される 6ヶ月ユーロ円ライバーとする。
- (c) 本④(b)の場合で、当社に提示レートを提示した利率照会銀行が 2 行以上ではあるがすべてではない場合、当該利息計算期間に適用される 6ヶ月ユーロ円ライバーは、当該利率照会銀行の提示レートの平均値（算術平均値を算出した上、小数点第 5 位を四捨五入する。）とする。
- (d) 本④(b)の場合で、当社に提示レートを提示した利率照会銀行が 2 行に満たない場合、当社は当社が指定する東京における主要銀行 4 行に対し、利率決定日の日本時間午前 11 時現在の期間 6ヶ月の対銀行円建貸付金利の提示を求め、その平均値（算術平均値を算出した上、小数点第 5 位を四捨五入する。）を当該利息計算期間に適用される 6ヶ月ユーロ円ライバーとする。ただし、当該銀行のいずれかがかかる貸出金利を提示しなかった場合には、当該利息計算期間に適用される 6ヶ月ユーロ円ライバーは、当該利率基準日が属する利息計算期間に使用された 6ヶ月ユーロ円ライバーと同率とする。

- ⑤ 償還期日（ただし、期限前償還される場合には期限前償還期日。）後は利息を付さない。
- ⑥ 本社債の利息の支払については、本項各号のほか、別記「劣後特約」に定める劣後特約に従う。

## (2) 利払の停止

### ① 利払の任意停止

当社は、その裁量により、事前に社債管理者に通知のうえ、ある利息支払期日の 15 銀行営業日前（以下、本号において「通知基準日」という。）までに本社債の社債権者（以下、「本社債権者」という。）に通知することにより、当該通知に係る利息支払期日における本社債の利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べることができる（以下、当該繰延べを「任意停止」といい、任意停止により繰り延べられた利息の未払金額を「任意停止金額」という。）。なお、任意停止金額には、利息を付さない。

② 利払の強制停止

当社は、通知基準日の 5 銀行営業日前において、( i )資本不足事由（下記に定義する。）が発生し、かつ継続している場合、又は( ii )金融庁若しくはその他権限のある監督官庁から当社に対して早期是正措置が発動されている場合（以下、「強制停止事由」という。）には、事前に社債管理者に通知のうえ、当該通知基準日までに本社債権者に通知をしたうえで、当該通知に係る利息支払期日以降、当該事象が解消されるまでの間に到来する利息支払期日における本社債の利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べなければならない（以下、当該繰延べを「強制停止」といい、強制停止により繰り延べられた利息の未払金額を「強制停止金額」という。また、任意停止金額と強制停止金額をあわせて「利払停止金額」という。）。なお、強制停止金額には、利息を付さない。

「資本不足事由」とは、( i )(a)当社の連結ソルベンシー・マージン比率（その時点において有効な保険業法（平成 7 年法律第 105 号）若しくはその他の関係法令、告示又はそれらの解釈における意味を有する。以下同じ。）が 200%（資本規制が変更された場合は、変更後の要求水準。以下本②において同じ。）を下回った場合、若しくは(b)当該通知に係る利息支払期日における本社債の利息の支払を行うことにより当社の連結ソルベンシー・マージン比率が 200% を下回ることとなる場合、又は( ii )その時点において適用ある規制（当該規制に関する解釈を含む。）上、本社債の利息の支払の繰延べが要求されることとなる場合をいう。

③ 未払残高の支払

当社は、その裁量により、事前に社債管理者に通知のうえ、10 銀行営業日以上 20 銀行営業日以内に本社債権者に通知（かかる通知には支払われる利払停止金額を記載することを要する。）することにより、いつでも未払残高の全部又は一部の支払を行うことができる。ただし、かかる支払は、当該通知を行う時点において、( i )適用のある規制上の要件を充足していること、及び( ii )強制停止事由が発生していないことを条件とする。

当社が未払残高の一部を支払う場合、当該支払は、最も早い利息支払期日に係る利払停止金額から順に充当される。

本社債の未払残高の支払については、本号のほか、別記「劣後特約」に定める劣後特約に従う。

④ 強制支払

本号①又は②の規定にかかわらず、ある利息支払期日に先立つ 6 ヶ月間において、強制支払事由（下記に定義する。以下同じ。）が発生した場合は、当社は、金融庁の事前の承認の取得（かかる承認が必要な場合に限る。）その他その時点において適用のある規制上の要件を充足したうえで、当該利息支払期日（強制支払事由が当該利息支払期日に係る通知基準日の翌日以降に発生した場合には、その次の利息支払期日。以下本④において同じ。）に、未払残高の全部を支払うものとする。ただし、かかる支払は、強制支払事由の発生後、当該利息支払期日までの間に、強制停止事由が発生していないことを条件とする。

当社は、本号①又は②に基づく通知が行われている場合で、強制支払事由が発

	<p>生した場合にはすみやかに、強制支払事由が発生した旨その他の必要な事項を社債管理者に通知し、本社債権者に通知する。</p> <p>「強制支払事由」とは、以下のいずれかの事由をいう。</p> <p>(i) 当社の株式に関する剰余金の配当（会社法第454条第5項に規定される中間配当及び全額に満たない配当をする場合を含む。以下同じ。）若しくは同順位劣後債務（別記「劣後特約」第(6)号に定義する。以下同じ。）に対する利息の支払又は当社の保険子会社（下記に定義する。以下同じ。）の株式に関する剰余金の配当若しくは保険子会社同順位劣後債務（下記に定義する。以下同じ。）に対する利息の支払を行う決議がされたこと又は支払が行われたこと</p> <p>(ii) 当社又は当社の子会社が当社の株式若しくは同順位劣後債務又は当社の保険子会社の株式若しくは保険子会社同順位劣後債務の償還、買取り若しくはその他の取得を行ったこと（ただし、以下のいずれかの事由による場合を除く。）</p> <p>(a) 会社法第192条第1項に基づく単元未満株主からの買取請求</p> <p>(b) 会社法第469条第1項、第785条第1項、第797条第1項又は第806条第1項に基づく反対株主からの買取請求</p> <p>(c) 会社法第116条第1項に基づく反対株主からの買取請求</p> <p>(d) 当社のストックオプションを含むインセンティブプランに関する会社法第156条、第160条又は第165条に基づく取得</p> <p>(e) その他当社が買取りを行うことが法令上義務づけられる事由</p> <p>「保険子会社」とは、当社の子会社であつて保険業法第2条第2項の保険会社に該当する者をいう（ただし、当社の子会社の子会社に該当する者は除く。）。</p> <p>「保険子会社同順位劣後債務」とは、保険子会社の債務であつて、別記「劣後特約」第(6)号に定義する「同順位劣後債務」と類似する定めがなされているもの（三井住友海上火災保険株式会社の平成24年3月15日発行の2072年満期米ドル建劣後特約付社債（利払繰延条項付）並びに平成28年2月10日発行の第1回及び第2回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）並びに利払の停止に関してそれらと実質的に同じ定めがなされている社債に係る債務を含むが、これらに限られない。）をいう。</p>
償還期限	2047年1月31日
償還の方法	<p>1. 債還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 債還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、(i)当該償還を行った後において当社が十分な連結ソルベンシー・マージン比率を維持することができると見込まれること、又は(ii)当社が当該償還額以上の額の適格資本調達（株式の発行及び劣後債務による資金調達を含む。）を行うことを条件とし、かつ、金融庁の事前の承認の取得（かかる承認が必要な場合に限る。）その他その時点において適用のある規制上の要件を充足したう</p>

	<p>えで（かかる条件及び規制上の要件を以下、「償還要件」という。）、2047 年 1 月 31 日（以下、「償還期日」という。）にその総額を未払残高（下記に定義する。）の支払とともに償還する。</p> <p>償還要件が充足されないことにより本社債が償還期日に償還されない場合、償還期日は償還要件が充足される最初の利息支払期日まで延長され、その間も別記「利率」欄第 2 項に定める利率による利息が発生する。</p> <p>当社は、償還期日（本号に基づき延長されている場合には延長後の償還期日。以下同じ。）より前の 30 日以上 60 日以内に償還要件の充足の有無を社債管理者に通知し、かつ本社債権者に通知する。償還要件の充足の有無については当該通知の内容が本社債権者を拘束する。</p> <p>「未払残高」とは、本社債に関してその時点で残存するすべての利払停止金額をいう。</p> <p>(2) 本項第(1)号の規定にかかわらず、当社は、償還要件を充足したうえで、2027 年 1 月 31 日以降に到来するいずれかの利息支払期日に、残存する本社債の元金の全部（一部は不可）を、各社債の金額 100 円につき金 100 円の割合で、未払残高の支払とともに期限前償還することができる。</p> <p>(3) 本項第(1)号の規定にかかわらず、払込期日以降、資本事由（下記に定義する。）、税制事由（下記に定義する。）又は資本性変更事由（下記に定義する。）（以下、「特別事由」と総称する。）が発生し、かつ当該特別事由が継続している場合、当社は、償還要件を充足したうえで、期限前償還しようとする日までの経過利息を付して、残存する本社債の元金の全部（一部は不可）を、各社債の金額 100 円につき金 100 円の割合で、未払残高の支払とともに期限前償還することができる。</p> <p>「資本事由」とは、保険業法若しくはその他の関連法令、告示又はそれらの解釈に係る改正又は変更等により、保険業法及びその他の関連法令における負債性資本又はその時点において適用のある規制上の要件において、本社債の全部又は一部が負債性資本と同等の資本性を有するものとして取り扱われないおそれが軽微ではなく、かつ、当社が合理的な措置を講じてもこれを回避することができない場合をいう。</p> <p>「税制事由」とは、日本の税制又はその運用若しくは解釈に係る改正又は変更等により、本社債の利息の全部又は一部の損金算入が認められないおそれが軽微ではなく、かつ、当社が合理的な措置を講じてもこれを回避することができない場合をいう。この場合、当社は、当該事由に関して経験を有する法律事務所又は税務の専門家から受領した意見書を社債管理者に交付する。</p> <p>「資本性変更事由」とは、株式会社格付投資情報センター、株式会社日本格付研究所、スタンダード＆プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社及びムーディーズ・ジャパン株式会社又はその格付業務を承継した機関のうちいずれか（以下、「格付機関」という。）が、当該格付機関における資本性に係る評価基準、ガイドライン又は手法に改正又は変更が生じた旨若しくは生じる予定である旨を公表し、当該改正又は変更により、本社債について、( i )本社債の払込期日において当該格付機関から認められていた水準の資本性よりも資本性が低いものとして取り扱われこととなった場合、又は( ii )当該格付機関から特定の水準の資本性が認められる期間が、本社債の払込期</p>
--	---

	<p>日において当該格付機関から認められていた当該期間に比べて短くなった場合をいう。</p> <p>(4) 当社は、本項第(2)号及び第(3)号に基づき本社債を期限前償還しようとする場合、その旨及び期限前償還しようとする日（以下、「期限前償還期日」という。）その他必要な事項を、本項第(3)号の税制事由に基づく期限前償還の場合には同号に基づく意見書を添えて、社債管理者に通知した後、期限前償還期日より前の 30 日以上 60 日以内に必要な事項を本社債権者に通知する。</p> <p>(5) 本社債の償還期日（ただし、期限前償還される場合には期限前償還期日。）が東京における銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。なお、2027 年 1 月 31 日に期限前償還される場合において、当該日が東京における銀行休業日にあたるときは、支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(6) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、償還要件を充足したうえで、振替機関が規定する業務規程その他の規則に別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>(7) 本社債の償還については、本項各号のほか、「劣後特約」に定める劣後特約に従う。</p>
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限、その他の条項）	該当事項なし
劣後特約	<p>(1) 本社債の償還及び利息の支払は、本社債の社債要項に別途定めるところに従うほか、当社に関し、清算手続が開始され、若しくは破産手続開始、会社更生手続開始、若しくは民事再生手続開始の決定があった場合、又は日本法によらない清算手続、破産手続、会社更生手続、民事再生手続若しくはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合（かかる事由を以下、「劣後事由」という。）に、以下の規定に従って行われる。</p> <p>① 清算の場合</p> <p>本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について清算手続（会社法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含む。）が開始された場合、本社債の元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。</p> <p>（停止条件）</p> <p>債権の申出期間に申し出がなされた債権又は当社に知れている債権者に係るすべての上位債務（第(6)号に定義する。以下同じ。）が、会社法の規定に基づき、全額の弁済を受けたこと。</p> <p>② 破産の場合</p> <p>本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債の元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。</p> <p>（停止条件）</p> <p>その破産手続の最後配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された配当に加えるべきすべての上位債務が、各中間配当、最後配当、追</p>

	<p>加配当、その他法令によって認められるすべての配当によって、その債権額につき全額の満足（配当及び供託を含む。）を受けたこと。</p> <p>③ 会社更生の場合</p> <p>本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、本社債の元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。</p> <p>（停止条件）</p> <p>当社について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載されたすべての上位債務が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。</p> <p>④ 民事再生の場合</p> <p>本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ民事再生手続が継続している場合、本社債の元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。ただし、簡易再生の決定又は同意再生の決定が確定したときは除く。</p> <p>（停止条件）</p> <p>当社について再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載されたすべての上位債務が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。</p> <p>⑤ 日本法以外による倒産手続の場合</p> <p>当社について、日本法によらない清算手続、破産手続、会社更生手続、民事再生手続又はこれらに準ずる手続が外国において本号①乃至④に準じて行われる場合、本社債の元利金の支払請求権の効力は、その手続において本号①乃至④の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本社債の元利金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生する。</p> <p>（2）上位債権者に対する不利益変更の禁止</p> <p>本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者（下記に定義する。）に対して不利益を及ぼす内容に変更されではならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。</p> <p>「上位債権者」とは、上位債務に係る債権を有するすべての者をいう。</p> <p>（3）劣後特約に反する支払の禁止</p> <p>本社債の元利金の支払請求権の効力が、第(1)号①乃至⑤に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部又は一部が本社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、本社債権者はその受領した元利金を直ちに当社に返還する。</p> <p>（4）相殺禁止</p> <p>本社債の元利金の支払請求権の効力が、第(1)号①乃至⑤に従ってそれぞれ規定されている条件が成就したときに発生するものとされる場合、当該条件が成就されない限りは、本社債の元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。</p> <p>（5）第(1)号の規定により、当社について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債の元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定される劣後的破産債権に後れるものとする。</p>
--	---

(6) 第(1)号①乃至⑤に従って効力が発生する本社債の元利金の支払請求権（以下、「劣後請求権」という。）は、劣後事由の発生日において優先株式（下記に定義する。）が存在する場合には、本社債の同順位劣後債務残余財産分配額（下記に定義する。）の範囲でのみ、支払（配当を含む。）の対象となるものとする。

「優先株式」とは、当社が今後発行する株式であって、剰余金の配当及び残余財産の分配を受ける権利に関して当社普通株式に優先するものをいう。

「同順位劣後債務残余財産分配額」とは、劣後事由の発生日において優先株式が存在している場合にすべての同順位劣後債務（下記に定義する。）がそれぞれ優先株式であったならば当社の残余財産から本社債権者に対して支払がなされたであろう金額と同額である、劣後請求権に関し支払われる額をいう。

「同順位劣後債務」とは、当社の債務であって、本社債に基づく債務及び各劣後事由に係る停止条件と実質的に類似する当社の清算手続、破産手続、会社更生手続、若しくは民事再生手続又は日本法によらないこれらに準ずる手続における支払に関する条件及び権利を有し、かつ、別記「利息支払の方法」欄第1項第(2)号と実質的に同じ定めがなされているものをいう。

「上位債務」とは、同順位劣後債務又は同順位劣後債務に実質的に劣後する条件の債務を除く、破産法に規定される劣後的破産債権に係る債務を含むすべての当社の債務をいう。

(注) 本書面「本社債の概要」は、株式会社 SBI 証券が、本社債の主な条件等についてお客様にご確認いただくために、発行体が作成した『発行登録追補目論見書』（以下「目論見書」という。）の内容を抜粋したものであり、本社債の全ての条件を網羅したものではありません。本書面と目論見書の内容が相違する場合、目論見書の内容が優先されます。

## 円貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、個人向け国債を除く円貨建て債券のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 円貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。
- 円貨建て債券は、金利水準の変化や発行体または円貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。

### 手数料など諸費用について

円貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いただきます。

### 金利、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

- ・ 円貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。利子の適用利率が固定利率の場合、金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。利子の適用利率が変動利率の場合には、利子が変動するという特性から、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。
- ・ 金利水準は、日本銀行が決定する政策金利、市場金利の水準(例えば、既に発行されている債券の流通利回り)や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- ・ 円貨建て債券が物価連動国債である場合には、元金額は全国消費者物価指数の変化に対応して変動しますので、売却時あるいは償還時の全国消費者物価指数の状況によって売却損または償還差損が生じる場合もあります。また、このような特性から、物価連動国債の価格は、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。
- ・ 円貨建て債券が15年変動利付国債である場合には、その利子は10年国債の金利の上昇・低下に連動して増減しますので、このような特性から、15年変動利付国債の価格は、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。

**円貨建て債券の発行体または円貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります**

**＜発行体等の信用状況の変化に関するリスク＞**

- ・円貨建て債券の発行体または円貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、円貨建て債券の市場価格が変動することによって売却損が生じる場合があります。
- ・円貨建て債券の発行体または円貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、償還金や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生または特約による額面の切下げや株式への転換等が生じた場合、投資額の全部または一部を失つたり、償還金に代えて予め定められた株式と調整金またはいずれか一方で償還されることがあります。償還金に代えて予め定められた株式と調整金またはいずれか一方で償還された場合、当該株式を換金した金額と調整金の合計額が額面または投資額を下回るおそれがあります。また、額面の一部が切り下げられた場合には、その後の利子の支払いは切り下げられた額面に基づき行われることとなります。したがって、当初予定していた利子の支払いを受けられない場合があります。
- ・金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合等には、円貨建て債券の発行体または償還金及び利子の支払いを保証している者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って額面の切下げや利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は円貨建て債券の発行体または償還金及び利子の支払いを保証している者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。
- ・主要な格付会社により「投機的要素が強い」とされる格付がなされている債券については、当該発行体または本債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、償還金や利子の支払いが滞つたり、支払不能が生じるリスクの程度が上位の格付けを付与された債券と比べより高いと言えます。

**＜償還金及び利子の支払いが他の債務に劣後するリスク＞**

弁済順位が他の債務に劣後する特約が付されている債券については、劣後事由が発生した場合には、弁済順位が上位と位置付けられる債務が全額弁済された後に償還金及び利子の支払いが行われることとなります。劣後事由とは破産宣告、会社更生法に基づいた会社更生手続きの開始、民事再生法に基づく民事再生手続きの開始、外国においてこれらに準ずる手続きが取られた場合となります。

## その他のリスク

### **＜適用利率が変動するリスク＞**

円貨建て債券の利子の適用利率が変動利率である場合、各利率基準日に円 LIBOR 等の指標金利を用いた一定の算式に従って決定されます。このため、利子の適用利率は、各利率基準日の指標金利により変動し、著しく低い利率となるおそれがあります。

### **＜流動性に関するリスク＞**

円貨建て債券は、市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却することができない、あるいは購入時の価格を大きく下回る価格での売却となるおそれがあります。

## 企業内容等の開示について

円貨建ての外国債券は、募集・売出し等の届出が行われた場合を除き、金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

## 円貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

円貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

## 無登録格付に関する説明書について

当社から無登録格付業者が付与した格付の提供を受けた場合は、「無登録格付に関する説明書」をご覧ください。

## 円貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における円貨建て債券のお取引については、以下によります。

- ・円貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い
- ・当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・円貨建て債券の売買の媒介、取次ぎまたは代理

## 円貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する円貨建て債券（一部を除く。）の課税は、原則として以下によります。

- ・円貨建て債券の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- ・円貨建て債券の譲渡益及び償還益は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・円貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- ・割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する円貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- ・円貨建て債券の利子、譲渡益、償還益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- ・国外で発行される円貨建て債券（一部を除く。）の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

### **譲渡の制限**

- ・振替債(我が国の振替制度に基づいて管理されるペーパーレス化された債券をいいます。)のうち、国債を除く円貨建て債券は、当社では原則として、その利子支払日の前営業日及び利子支払日を受渡日とするお取引はできません。なお、国外で発行される円貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。
- ・国債は、当社では原則として、その利子支払日を受渡日とするお取引はできません。
- ・円貨建て債券は、当社では原則として、その償還日の4営業日前までのお取引が可能です。

### **当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要**

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において円貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・国内で発行される円貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座または振替決済口座の開設が必要となります。国外で発行される円貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金または有価証券の全部または一部(前受金等)をお預けいただいたうえで、ご注文をお受けいたします。
- ・前受金等を全額お預けいただいている場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金または有価証券をお預けいただきます。
- ・ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引できない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送または電磁的方法による場合を含みます。)。

### **○その他留意事項**

日本証券業協会のホームページ (<http://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>) に掲載している外国の発行体が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

## 当社の概要

商 号 等 株式会社 SBI 証券  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 44 号  
本 店 所 在 地 〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1  
加 入 協 会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会  
指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター  
資 本 金 48,323,132,501 円(2019 年 9 月 30 日現在)  
主 な 事 業 金融商品取引業  
設 立 年 月 1944 年 3 月  
連 絡 先 「インターネットコース」でお取引されているお客さま : SBI 証券 カスタマーサービスセンター  
電話番号 : 0120-104-214 (携帯電話・PHS からは、0570-550-104 (有料) )  
受付時間 : 平日 8 時 00 分～18 時 00 分 (年末年始を除く)

**SBI マネーブラザのお客さま : SBI 証券 マネーブラザカスタマーサポートセンター**  
**電話番号 : 0120-142-892**  
受付時間 : 平日 8 時 00 分～18 時 00 分 (年末年始を除く)

**IFA コース、IFA コース (プラン A) のお客さま : IFA サポート**  
**電話番号 : 0120-581-861**  
受付時間 : 平日 8 時 00 分～17 時 00 分 (年末年始を除く)

**担当営業員のいらっしゃるお客さまは、お取引のある各店舗へご連絡をお願いいたします。**

### **SBI 証券に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口**

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住 所 : 〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1

連 絡 先 : 「インターネットコース」でお取引されているお客さま : SBI 証券 カスタマーサービスセンター  
電話番号 : 0120-104-214 (携帯電話・PHS からは、0570-550-104 (有料) )

受付時間 : 平日 8 時 00 分～18 時 00 分 (年末年始を除く)

**SBI マネーブラザのお客さま : SBI 証券 マネーブラザカスタマーサポートセンター**  
**電話番号 : 0120-142-892**

受付時間 : 平日 8 時 00 分～18 時 00 分 (年末年始を除く)

**IFA コース、IFA コース (プラン A) のお客さま : IFA サポート**  
**電話番号 : 0120-581-861**

受付時間 : 平日 8 時 00 分～17 時 00 分 (年末年始を除く)

**担当営業員のいらっしゃるお客さまは、お取引のある各店舗へご連絡をお願いいたします。**

### **金融ADR制度のご案内**

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）